

顧問の選任（案）について

学長の交代に伴い、名桜大学後援会会則第 8 条第 4 項及び第 10 条第 2 項第 3 号に基づき、顧問の選任を行う必要があります。

つきましては、名桜大学後援会会則第 11 条第 2 項第 1 号に基づき、下記候補者を理事会案として提案します。

記

【候補者（案）】

No.	役職	氏名	所属・役職等	備考
1	顧問	嘉納 英明	名桜大学学長	令和 8 年 4 月就任

以上

【参考】名桜大学後援会会則（抄）

（会員）

第 4 条 後援会は、次に掲げる会員をもって組織する。

- (1) 正会員 名桜大学学生の保護者等
- (2) 特別会員 名桜大学教職員
- (3) 賛助会員 本会の事業に賛同する者

（役員任期）

第 7 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員選出）

第 8 条 会長は、総会において会員の中から選任する。

- 2 理事は会員の中から会長が委嘱する。但し、理事の過半数は正会員をもって充てる。
- 3 副会長は理事の中から会長が委嘱する。
- 4 顧問は、学長をもって充てる。
- 5 監事は、会長が委嘱する。
- 6 事務局長は、大学事務局長をもって充てる。

（総会）

第 10 条 総会は、毎年度 1 回開くものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 予算及び決算に関する事
- (2) 事業計画に関する事
- (3) 会長及び顧問の選任に関する事
- (4) 会則の改廃に関する事
- (5) その他、理事会が特に必要と認める事

3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。

（理事会）

4 やむを得ない事情により、総会が開催できない場合は、理事会の決議をもって総会の決議に代えることができる。この場合、次の総会に報告するものとする。

第 11 条 理事会の構成員は、会長、副会長、理事及び顧問とする。

2 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に提出する議案を審議する。
- (2) 会務に関する事。
- (3) その他、理事会において必要と認める事項

3 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。